

公文書部分公開決定通知書

朝危収第65号
令和2年6月23日

黒藪 哲哉 様

朝霞市長 富岡 勝則 印

令和2年6月9日付けで公開請求のあった公文書については、朝霞市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定したので通知します。

公開する公文書の名称	令和2年5月11日付け起案 「au電波基地局建設に伴う防災行政無線の支障確認について」
公開の日時	年 月 日() 午前・午後 時
公開の場所	市政情報課
求めることができる公開の実施の方法	写しの交付
公開しない情報	氏名、個人電話番号、役職、法人住所、法人担当部署、法人電話番号、法人FAX番号、図面、基地局位置が特定できるもの
公開しない理由	朝霞市情報公開条例第7条第2、3号に該当(理由)別紙のとおり
公開しない情報を公開することができる期日	年 月 日以後であれば請求に係る公文書の全部・一部を公開することができますので、同日以後に改めて公文書の公開を請求してください。
担当	危機管理室 危機管理係 電話番号 048-463-1111 内線 2374
備考	

- (注) 1 公文書の公開を受けるときには、この通知書を係員に提示してください。
2 公文書の公開の当日都合が悪い場合は、あらかじめ連絡してください。
3 「公開しない情報を公開することができる期日」の欄には、請求に係る公文書が期間の経過により1年以内に公開することができ、かつ、その期日を明示することができる場合に記載しています。
4 この決定により公開を受けた公文書から得た情報は、朝霞市情報公開条例の目的に即して適正に使用してください。

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として(訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号（第1.7条関係）

公文書部分公開決定通知書

朝教委文収第176号
令和2年6月23日

黒敷哲哉 様

朝霞市教育委員会教育長 三好 節 印

令和2年6月9日付けで公開請求のあった公文書については、朝霞市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定したので通知します。

公開する公文書の名称	令和2年1月28日付け起案「埋蔵文化財の確認調査について」
公開の日時	年 月 日() 午前・午後 時
公開の場所	市政情報課
求めることができる公開の実施の方法	写しの交付
公開しない情報	氏名、法人の印影、役職、法人住所、法人担当部署、法人電話番号、図面、基地局位置が特定できるもの
公開しない理由	朝霞市情報公開条例第7条第2号、第3号に該当 (理由) 別紙のとおり
公開しない情報を公開することができる期日	年 月 日以後であれば請求に係る公文書の全部・一部を公開することができますので、同日以後に改めて公文書の公開を請求してください。
担当	生涯学習部 文化財課 文化財保護係 電話番号 048-463-2927 内線
備考	

- (注) 1 公文書の公開を受けるときには、この通知書を係員に提示してください。
2 公文書の公開の当日都合が悪い場合は、あらかじめ連絡してください。
3 「公開しない情報を公開することができる期日」の欄には、請求に係る公文書が期間の経過により1年以内に公開することができ、かつ、その期日を明示することができる場合に記載しています。
4 この決定により公開を受けた公文書から得た情報は、朝霞市情報公開条例の目的に即して適正に使用してください。

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市教育委員会教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

黒敷均哉 様

朝霞市教育委員会教育長 三好 節

令和2年6月9日付けで公開請求のあった公文書については、朝霞市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定したので通知します。

公開する公文書の名	令和2年1月29日付け起案「埋蔵文化財発掘届について（報告）埋蔵文化財発掘届の報告について（副申）」
公開の日時	年 月 日 () 午前・午後 時
公開の場所	市政情報課
求めることができる公開の実施の方法	写しの交付
公開しない情報	氏名、法人の印影、役職、法人住所、法人担当部署、法人電話番号、図面、基地局位置が特定できるもの
公開しない理由	朝霞市情報公開条例第7条第2号、第3号に該当（理由） 別紙のとおり
公開しない情報を公開することができる期	年 月 日以後であれば請求に係る公文書の全部・一部を公開することができますので、同日以後に改めて公文書の公開を請求してください。
担当	生涯学習部 文化財課 文化財保護係 電話番号 048-463-2927 内線
備考	

- (注) 1 公文書の公開を受けるときには、この通知書を係員に提示してください。
 2 公文書の公開の当日都合が悪い場合は、あらかじめ連絡してください。
 3 「公開しない情報を公開することができる期日」の欄には、請求に係る公文書が期間の経過により1年以内に公開することができ、かつ、その期日を明示することができる場合に記載しています。
 4 この決定により公開を受けた公文書から得た情報は、朝霞市情報公開条例の目的に即して適正に使用してください。

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市教育委員会教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

公文書部分公開決定通知書

朝教委文収第176号
令和2年6月23日

黒藪 哲哉 様

朝霞市教育委員会教育長 三好 節 印

令和2年6月9日付けで公開請求のあった公文書については、朝霞市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定したので通知します。

公開する公文書の名称	令和2年3月6日付け起案「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について（伝達）」
公開の日時	年 月 日() 午前・午後 時
公開の場所	市政情報課
求めることができる公開の実施の方法	写しの交付
公開しない情報	氏名、役職、基地局位置が特定できるもの
公開しない理由	朝霞市情報公開条例第7条第2号、第3号に該当 (理由) 別紙のとおり
公開しない情報を公開することができる期日	年 月 日以後であれば請求に係る公文書の全部・一部を公開することができますので、同日以後に改めて公文書の公開を請求してください。
担当	生涯学習部 文化財課 文化財保護係 電話番号 048-463-2927 内線
備考	

- (注) 1 公文書の公開を受けるときには、この通知書を係員に提示してください。
2 公文書の公開の当日都合が悪い場合は、あらかじめ連絡してください。
3 「公開しない情報を公開することができる期日」の欄には、請求に係る公文書が期間の経過により1年以内に公開することができ、かつ、その期日を明示することができる場合に記載しています。
4 この決定により公開を受けた公文書から得た情報は、朝霞市情報公開条例の目的に即して適正に使用してください。

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市教育委員会教育長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

公文書部分公開決定通知書

朝み収第108号
令和2年6月23日

黒敷 哲哉 様

朝霞市長 富岡 勝則 印

令和2年6月9日付けで公開請求のあった公文書については、朝霞市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定したので通知します。

公開する公文書の名称	令和2年4月25日付け起案 「公園占用許可書」
公開の日時	年 月 日() 午前・午後 時
公開の場所	市政情報課
求めることができる公開の実施の方法	写しの交付
公開しない情報	氏名、個人住所、地番、個人の印影、個人電話番号、法人の代表者の印影、役職、法人住所、法人担当部署、法人電話番号、法人メールアドレス、図面、基地局位置が特定できる情報、委任事項、対応結果、内容（対応相手の反応）
公開しない理由	朝霞市情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当（理由）別紙のとおり
公開しない情報を公開することができる期日	年 月 日以後であれば請求に係る公文書の全部・一部を公開することができますので、同日以後に改めて公文書の公開を請求してください。
担当	都市建設部 みどり公園課 みどり公園係 電話番号048-463-1111 内線 2102
備考	

- (注) 1 公文書の公開を受けるときには、この通知書を係員に提示してください。
2 公文書の公開の当日都合が悪い場合は、あらかじめ連絡してください。
3 「公開しない情報を公開することができる期日」の欄には、請求に係る公文書が期間の経過により1年以内に公開することができ、かつ、その期日を明示することができる場合に記載しています。
4 この決定により公開を受けた公文書から得た情報は、朝霞市情報公開条例の目的に即して適正に使用してください。

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。